

第1回富山市文化財保存活用地域計画策定協議会 会議録

開催年月日	令和5年10月6日(金)
開催場所	Toyama Sakura ビル5階 中会議室
会議時間	開会 午後2時00分 閉会 午後4時00分
出席委員 (8名)	今川委員、上野委員、齊藤委員、島添委員、鈴木委員、関野委員、辻委員(代理出席：富山県教育委員会生涯学習・文化財室 越前副主幹)、藪谷委員
欠席委員 (2名)	菊川委員、中村委員
事務局	教育委員会：事務局長、民俗民芸村村長、参事(郷土博物館長)、生涯学習課長、埋蔵文化財センター所長、その他5名 ※令和5年度富山市文化財保存活用地域計画策定支援業務委託受託業者として ランドブレイン株式会社社員 2名
会次第	1 開会 2 事務局長挨拶 3 委員の紹介 4 議長選出 5 協議事項 (1) 富山市文化財保存活用地域計画策定協議会について (2) 「文化財保存活用地域計画」について (3) 富山市文化財保存活用地域計画策定事業について 6 閉会

—会議録(概要)—

1. 議長選出

上野委員が議長に選出された。

2. 協議事項

(1) 富山市文化財保存活用地域計画策定協議会について

～資料1 富山市文化財保存活用地域計画策定協議会について、事務局より説明～  
意見なし

(2) 「文化財保存活用地域計画」について

～資料2 「文化財保存活用地域計画」について、事務局より説明～

議長

事務局より文化財保存活用地域計画について、ご説明いただいた。

資料3 ページ目、今までは文化財単体の指定のみで、活用というところまで踏み込んでいなかった。これからはハード、ソフトどちらも含め、総合的に活用していくことになった。未指定の文化財も含むことが特色になっている。

他市の事例として紹介いただいた富士市と岡崎市のように、富山市でも地域計画を作成していくことになる。富山市も富士市と同様に、立山から富山湾まで広がっており、四方や岩瀬、水橋の海側、八尾や大山などの山側、常願寺川や神通川の流域それぞれの地域で富山市ならではの文化が残っている。

意見はあるか。

委員	何年を想定して計画されるか。
事務局	文化庁の指針では概ね5～10年と定めているが、富山市では、上位計画の富山市教育振興基本計画に合わせるため、7か年度と設定する予定である。
委員	文化財保存活用地域計画はきちんと見たことがなかったため、勉強になった。富山市はわかりやすくまとめてあった。富山市で作成する際の参考として、富山市に足りていなかった点やよりよくしていくために必要な視点があれば、教えてほしい。
事務局	文化財保存活用地域計画は、全国では119件認定されている。小さな地域から大きな地域までであるが、地域の特性として、自然環境と住んでいる人の営み、産業が土台となる。そのため、地形で近い富山市の事例を紹介した。富山市では、住んでいる人をどのように巻き込んでいくか、行政主体だけでなく市民主体をどう位置付けていくかを重視している。計画が認定されてから、年数が経っていないため、足りてない部分はまだわかりかねるが、インバウンド、観光寄りに活用を考えていくことよりも、教育や郷土愛を強めていくことを考え、計画作成時には、住民の意見を多く取り入れることを重視した。また、文化財の活用として、産業とどう結び付けていくかを考えてはいたが、結び付き方はまだ十分ではなかったと考えている。10年計画の5年経過した見直し時に、弱かった部分や計画で位置づけたが十分でなかった部分について、強めていくことが課題になってくると考えている。
委員	どこの自治体も評価の記載や目標値を掲げることはあまりないのか。
事務局	今日、参考にお渡ししたものは概要版である。地域計画では、現状、課題、方針、措置に加え、誰が実施するかの記事が必要になる。文化庁の指針では、評価の記載は定められていない。
議長	地域計画では、実行していくプランを作成しなくてはいけない。そのプランがどれだけ実行されているかは確認が必要になる。 県内では、南砺市と砺波市が概ね出来上がっており、実効性があるものを挙げて、いつ何をするかが記載されている。 富山県の大綱を作った際は、どうだったか。
委員	富山県では、令和2年度に文化財保存活用大綱を作成し、市町村へ県のスタンス、共に実施していくことを示した。県内はバラエティに富んでおり、東西、山海で異なる。その特性をおしなべての大綱であるため、市町村によっては、ジャンルや方針について、明確に言葉で示していない部分もあると思う。ただ、大綱では文化財の保存活用に関する課題を1番から7番まで掲げているが、これらはどの市町村にも当てはまることであると考えている。大綱に掲げた目指すべき将来像、方向性についても、「県民」とあるところを「市民(町民・村民)」に変えれば、どの市町村にとっても必要なものであることは間違いないと考えている。

富山市がこれから作成していく中で、文化庁からは県の大綱に沿ったものになっているかをとても確認されるため、大綱と付け合わせて確認してほしい。大綱も完璧なものではなく、作り直しが必要になる時期がくると思うが、県面積の4割を占め、多彩な文化財を持っている富山市であるため、富山市の計画で掲げられた方針やビジョンが今後の県の大綱作り直しの際などに影響を与えることも考えられる。

委員

県の大綱を作成する際に、タスクチームに入っており、補足をしたい。地域計画は、背後に文化庁があるため、まちづくりなどのアクションプランの構成に比べると、文化庁独特のものになっている。文化財保護法の改正が行われ、文化財は保護だけでなく、活用もしなければならなくなった。文化財保護行政として、指定や登録をされている文化財に修理などの費用を文化庁に申請する方法が変わることが一番大きく変わる点だとこのとき理解した。つまり市町村から直接文化庁に予算請求ができる。その際に地域計画に基づいて、請求ができる。この理解は正しいか。

委員

すべてではないが、地域計画に書かれたアクションプランに基づいた補助金はあり、アクションプランに記載がないと申請できないというものがある。

委員

文化財を保持している個人が（保存活用の）計画を作成するのは大変な作業であるため、市の担当者がフォローしなければならないということが前提としてあって、大綱作成作業に入った。大綱を作成する位置付けは、富山県のマスタープラン的な位置づけであり、そして市町村の地域計画がアクションプラン的になると想定した。文化庁が示している大綱作成のフォーマットに合わせ、そこに県の特色を入れて、マスタープラン的に作成しており、市町村ではこの大綱に基づき、各市町村の特色にあわせ、地域計画をアクションプラン的に作成してもらえればよいという考え方で大綱は作成されている。

文化財の指定や登録の網にかかっていないものについて、どう含むか議論し、食文化は入れるべきだろうということになった。現在は、食文化の登録の制度が出来たことで、文化庁、各都道府県が動き始めている。

また、担い手不足しかかっており、人材育成を強化していかないと、後継者がうまく育っていかないことは注目された。

議長

県の大綱であるため、各市町村の特色を出して、それぞれの地域計画を作成してほしい。食文化でいうと、報恩講料理は富山県の特色である。日本食が世界遺産となったように、国内はもとより、海外の方も日本の食文化に興味を持ってもらえており、インバウンドも復活してきたため、文化の発信が大事である。また、最近、八尾のおわらは経費的に厳しいことが運営上問題となり、観覧席を有料にして、収入を得ている。多くの方に来てもらい、感動して帰ってもらうことも大事だろう。富山市ならではの見どころを抽出すると同時に、現在の問題点を解決するためのアクションプランを作成していくことになるだろう。

委員

未指定の文化財も含むということだが、これから調査をするのか。

事務局

どこまでの範囲を未指定文化財と捉えて抽出するかという課題がある。富士市は約4万点の文化財リストが出来たとのことだが、他の自治体では地域ごとに地域のお宝をアンケートで募集する方法が取られている場合もある。富山市は広い地域であり、合併前の自治体史や文化財関係の調査報告書が、整理・総括されていない状態であることから、まずは今までの調査や既存の文献でピックアップされているものが、どういったもので、どの地区で、どこまで把握されているかを今年度整理したいと考えている。その上で、地域の偏りや不足部分を補足していけるような措置を計画の中で考えていきたい。文化財の範囲や調査範囲についても、協議会の中で相談させていただければと思っている。

議長

他の市町村ではアンケートをとっているようだが、富山市の場合、指定文化財の内容だけでも旧市町村によってばらつきがある。これだけ広い市になると、アンケート実施は難しいと感じている。

委員

地域計画の作成は、他の市町村も教育委員会が実施しているのか。また、概要版ではない、本紙のボリュームはどのくらいか。ランドブレイン株式会社は市町村から委託の実績を持っているのか。

事務局

富士市では、150ページ程度である。

文化庁が認定しているため、ほとんどは教育委員会が作成しているが、地域計画ではいろいろな課と連携するということが特徴である。

ランドブレイン株式会社は、まちづくりを行っている会社であり、文化財保護の専門ではない。文化財保護法の改正もあったが、文化庁が文化財の活用を考えたのは、10年ほど前で、地域の特徴・文化をストーリーでつなぐという文化庁と観光庁の「日本遺産」の制度を作った際に、関わった。地域計画では、現在認定119件のうち、全国13件ほど関わっている。

議長

日本遺産は富山県で高岡市と南砺市、富山市がある。

### (3)富山市文化財保存活用地域計画策定事業について

～資料3 富山市文化財保存活用地域計画策定事業について、事務局より説明～

議長

意見、質問はあるか。

委員

アクションプランまで作成することは理解した。私たち文化財の保存団体としては、どのようなメリットがあるのか。維持することで精一杯で、普段文化財に関わる施設には鍵がかけられており、開放されるのは、奉納の8月25日のみである。古い衣装も展示しているが、過去に2度ほど小学校から要望があった際に、施設を開けた。昨年、衣装に対する補助はいただいた。認定された際には、見返りがあるのか。

また、アンケートは個人の判断で記載してよいのか、所有する団体のまとめた意見を記載するのか。

事務局

アクションプランに位置づけした際に、どのようなメリットが文化財所有者にあるかという質問では、稚児舞は既に国の指定となっており、補助を受けられる可能性の高い文化財であるが、厳しいことは実感されていると思う。衣装の補助はコロナ禍での伝統行事の継続が危ぶまれている中、国の特別措置として補正予算で組まれたもので、その際は地域計画と関連がなかったが、現在地域計画に位置づけられていないと、補助申請ができなかったり、位置づけられていると優先的に採択される、補助率が上がるといった補助事業がでてきている。そのため、富山市でも地域計画を作成する必要があると考えている。

アンケートについては、日常、管理に携わっている方の意見を聞きたい。ただし、特定される形で公表はしないが、会の意見として明確にしておきたい場合は、会の中で相談していただきたい。

委員

平成 24 年度、議長に稚児舞の舞台の新調・修復を監修いただいたことがあるが、稚児舞は無形民俗文化財として指定されている。無形の場合どこまで補助対象となるのかわかりにくい。

また、稚児舞は、継承するためには教育が一番必要だが、教育に関して費用面は、奉仕でやってもらっているのが現実であり、地域計画が認定されれば、費用面の補助が受けられる認識でよいか。

事務局

今、アクションプラン・措置に入れるかは答えられない。現状の補助について、稚児舞は無形民俗文化財であるが、それを維持するため、祭りを継承していくために必要な道具などは補助の対象となる。ただ、必ず補助金として出せるかは、国も県も市も予算があるため相談いただいてから、実施できるかの判断となる。

また、文化庁は様々なかたちで補助の案内をしているため、それを市としても広く周知することも非常に大事だと思っており、うまくできればよいと考えている。

委員

連携をとっていきたい。

委員

当事者が困っていること、わからないことというものがあると思うが、地域計画を作成する過程で、そのような課題を掘り起こし、それを計画に載せることで、文化財を維持していけるよう、行政でサポートする目的が地域計画にはある。どこに相談してよいかわからないことが出てきているからこそ、地域計画を作成して、掘り起こしていく作業が重要になる。ただし、当事者の頑張りに期待している部分があるため、積極的に実施したい団体は地域計画に示していけると考えるが、実施も難しいような団体には厳しいとは感じている。

委員

未指定文化財の意味の理解を深めたい。ストーリー（関連文化財群）に含まれていない文化財はどのような扱いになるのか。指定文化財の予備軍的な位置づけなのか、あるいは指定することで誇りを醸成していくことにねらいがあるのか。

事務局

今回、地域計画で重要なことは、文化財の定義をどう考えるかである。文化財保護法に示す類型以外のものも含むかどうかは、まちづくりとしてどう考えていくかと結びつく問題であるため、決まったルールがあるものではない。未指定を含むことは、すべての未指定を保護していくということを決めるものでもない。どんな文化財があるのか、現存するものなのか、担い手がいなくなっているのかなどを把握することが一つの作業となる。すべての文化財を網羅しないと、地域計画が作れないということではなく、どういう文化財が多く調査されているのか、文化財があるかもしれないが調査もされていない、ある類型の調査はされているが、この類型は調査さえされていないなどといったことを把握したい。例えば、調査をされていない文化財があれば、調査をしていく措置を位置付けていく。

委員

アクションプランで、生涯学習課だけでなく、観光や都市計画など様々な課も含めてということで、体制が重要だと思っているが、合意形成の方法は考えているか。

事務局

他の自治体では、庁内で作業グループを作っている場合もあるが、富山市で考えている方法としては、地域計画に関連するその他の計画・事業に関わる課と連携をとっていく。例えば、景観まちづくり計画の中でも、八尾や岩瀬の地区が取り上げられており、歴史的な景観を守っていくことが示されていることから、景観政策課に聞き取りするなど、関係部局と連絡を取り合いながら、実施していきたいと考えている。総合計画では、文化財に直接関わる施策は、伝統的文化・文化遺産の保全活用の1つだけであるが、他にも関連する計画・事業の部局、課と相談、協議をしていきたい。

委員

その実施方法を選んだ理由は何か。

事務局

地域計画を作成するにあたり、何が一番大事かと考えた際に、合併をした富山市の歴史文化そのものが、きちんと提示できる状態になっていないのではないかと考え、合併前の自治体で様々な活動をしているのに、歴史文化としても、文化財としても総括されていない状況にあるため、まず整理することを念頭においている。

指定・登録文化財についても、263件あるため、すべて現状を把握できているとは言えない。まずは足元を固めた上で、様々なかたちのアクションプランを考えていければよいという思いがあり、文化財関連の教育委員会を中心として、作成していきたいという考えである。

委員

自治体の規模も様々なため、横のつながりでチームを作ると、調整だけでも大変である。各課の計画で、文化財の保全活用の視点が抜けているところもあると考えるため、話し合っって作っていくことで、より文化財の保全につながっていくと考える。チームとして動かすことは大変だとしても、連携する機会を作るなど、できるだけ自分事化していくプロセスを組めるとよいと思う。

議長

都市計画課や観光、まち並み整備など、各課で、文化財保存と共通していることもある。各課横の連携は常に必要だと考えるが、富山市も広く、職員の数も限られており、

厳しいと思う。砺波市では、ふるさと文化財として、登録制度に相当することを実施しており、文化財予備軍を入れることができた。富山市は7市町村が合併して、それぞれの温度差もあり、指定の基準も異なる。合併の条件として、一度指定したものは解除しないとあったこともあり、整理することは難しい。しかし、未指定文化財としてであれば、温度差を同じレベルにしていけるのではないか。また、(地域計画で)文化財を抽出するのなかで、指定の整理もしやすくなるのではないか。

委員

委員の皆さんも知識が豊富であるため、良い計画ができると考えている。

商工業(経済団体)の代表として、地域計画では産業や観光という方面で関わってくると思っている。事例として、「富山産業観光図鑑」を出版しており、中学校の教育現場(14歳の挑戦)で実際に使ってもらえないか教育長と話した。産業観光図鑑には、売薬の歴史や北前船、水力発電、電力開発やものづくりについて記載している。若年層の地域産業の歴史を学ぶ部分で活用してもらいたい。既に大学では使ってもらっており、高校では県下全生徒に配布、直近では7,117名に配られている。地域計画の保存と活用を子どもたちが理解することが大事であり、小中学校で地域計画を配ったり、先生たちにも触れる機会を設けて、文化財の保存活用が大事であることを、教育していくことが必要だと考える。まちづくりや商工業、観光以外にも教育の現場、まず教育委員会内で、使用していくことを措置で盛り込んでもらえたらよい。

議長

地域計画ができたら、子どもたちには伝えたいと思う。大人だけが読むものではなく、子どもが読んでわかるようなものであればよい。

委員

少しでもわかりやすくということは言われており、大綱も中学生がわかるというコンセプトであった。地域計画でも、意識しながら作っていく方がよいと思う。文化財は専門用語が多いことと、聞いてもわからないという一般の方の先入観もあるため、それを取り払うつくりをして、教育委員会だけで使うのではなく、観光や産業、学校の現場で使うことができるものができればよい。

議長

産業として、昔の売薬からスタートし、現在につながっていくという流れも書き込み、産業や観光へつながっていくと良いと感じた。

次回はある程度たたき台が出てくる予定である。

以上